平成２１年（フ）第５１４号
高知市八反町２丁目16番38号　メゾン永幸Ａ203
債務者　有賀　雅代
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５９７号
高知市長浜1642番地１　プリムローズＢ202
債務者　金田　光美
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６００号
高知市土佐山403番地
債務者　山本　績美
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６０９号
高知市福井扇町1189番地１　プロスパリティ扇402号
債務者　武田　恭代
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６１６号
高知市上本宮町19番地９
債務者　島崎　雅子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６１９号
高知市百石町３丁目12番９号　シェアハウス103
債務者　長野　志信
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６３３号
高知市北中山31番地　シャトー龍108号
債務者　渡辺　義隆
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６３５号
高知市神田2133番地26
債務者　島田　由美
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６４０号
高知県南国市緑ケ丘３丁目1802番地２　レオパレスプリマベーラ104号
債務者　西澤　康夫
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６５８号
高知市介良乙3061番地８
債務者　新谷　隆也
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６５９号
高知市介良乙3061番地８
債務者　新谷眞美子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６７５号
高知市介良95番地
債務者　佐々木正晴
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６７６号
高知市介良95番地
債務者　佐々木眞里
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８５号
高知県高岡郡津野町久保川２番地３
債務者　中山　盛夫
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第８６号
高知県高岡郡佐川町乙2295番地３
債務者　岡林　　**譲**
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第２７号
福岡県直方市大字頓野2307番地９
債務者　池西　剛司
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第２８号
福岡県直方市大字頓野2307番地９
債務者　池西　志麻
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第８８号
福岡県直方市大字植木488番地
債務者　田仲　健治
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
福岡地方裁判所直方支部